

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

令和8年度

## 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「ともに支え合い ともに創る

安心していきいきと暮らせるまち みずほ」

の実現に向けて～

### <基本方針>

急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化並びにコロナ禍の影響により、地域のつながりが希薄化になる中で、社会的に孤立する人が増えるとともに問題がより一層深刻さを増しています。

また、近年の物価高、社会経済情勢が急速に厳しさを増す中、生活に困窮し相談機関につながる人の増加や、支援が必要な状況にも関わらず、必要な支援につながらず、課題がより深刻化してしまうことも社会的な問題となっています。

こうした多様化・複雑化した課題を早期に把握し、適切な支援につなげるため、住民の皆様と一緒に「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に進める「重層的支援体制」の整備を着実に進めるとともに、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割や機能を発揮するべく、新たな施策動向を的確にとらえ、本会が実施する様々な事業や活動、取り組みと関連づけ、積極的・効果的かつ柔軟に対応してまいります。

今年度は、これまで推進の柱としてきた「第3次瑞穂市地域福祉活動計画」を見直し、「第4次瑞穂市地域福祉活動計画」策定の年となります。これまで以上に「ともに支え合い、ともに創る、安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向け、住民や関係機関、行政と連携・協力し、引き続き、地域の支え合い、つながりづくりを進めてまいります。

また、介護保険事業については、「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」及び「瑞穂市高齢者生き生きプラン」の実現と達成に向けて、各実施事項を柔軟かつ着実に実施してまいります。

### <重点事業>

#### 1 地域の支え合い体制の推進

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域におけ

る支え合いの体制整備を地域住民・関係機関とともに引き続き押し進めていく。体制整備にあたっては、既存の活動・組織、地域福祉の向上につながる機能等を十分活用することや、ネットワーク化を意識して進める。

- ・福祉共育※で、地域の大人や子どもと一緒に地域福祉を学び、将来の地域福祉像を描き、実践展開を行うことで、地域ごとに安定した住民福祉の基盤づくりを行う。

(※共育(=ともいく)とは・・・学校・教師・親などで行う「教育」だけでなく、多様な立場や領域の人、組織が連携して教育を担うこと、あるいは教育を行う側と受ける側がともに学び成長すること、などを意味することば。)

## 2 災害に強いまち、法人の体制づくり

- ・災害時の要支援者に係る把握や避難時の住民との協力体制の整備の観点から、普段の支え合いや見守り活動の推進を呼びかけていく。
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑にでき、住民の日常生活を早期に復旧・復興できるように体制整備を行う。
- ・災害時に支援者となれる人材の育成を行う。全国的な大規模被災への支援につなげられるよう留意していく。
- ・災害時の被害想定の中から、法人のリスク軽減を図るため、必要な文書等のデータのクラウド化をさらに進めていく。

## 3 地域包括支援センター 総合相談・支援事業の強化

令和7年度、地域包括支援センターへ寄せられる市民や関係機関からの相談内容から、世帯全員が複数の生活上の課題を抱えているケースの特徴を把握する仕組みを整えた。相談経路や相談内容を分析し、高齢者等への支援に必要な機関（民生委員や障がい者・生活困窮・子育て支援関係団体等）と連携していけるよう取り組む。

## 4 県内の子ども食堂・居場所づくり事業との連携強化

不登校・ひきこもり等の状態で生きづらさを抱える子ども・若者に対して、地域を超えて受け入れが可能な居場所の確保を目指す。岐阜県子ども家庭課と連携し、子どもの居場所づくりアドバイザーの活動を通じて、県内で協働可能な企業・団体とのネットワーク構築を図る。

## 5 事務体制の効率化・省力化

本会を取り巻く近年の社会的・経済的な厳しさを反映し、財源的にも苦しい状況にある。さらに今後においても向上する見込みは難しいため、本会としても、できる限りの事務の効率化・省力化を意識し取り組む。

## <事業計画>

### 1 地域福祉事業

#### (1) 地域の支え合い体制の推進 3,622千円

- ①見守り体制の構築（会費事業）
  - ・福祉協力員、民生委員・児童委員協議会、自治会長が連携した見守り体制構築 → 3者合同参加での福祉協力員研修会の実施
  - ・小学校区での活動を見据えた検討、移行支援
  - ・地図システムの活用
- ②ふれあい・いきいきサロンの推進（会費事業・共同募金配分金事業）
  - ・運営支援
  - ・サロンボランティア交流会の開催
  - ・サロン代表者連絡会の開催
- ③多様な集いの場の開設支援（会費事業）
  - ・出張サロンの実施
- ④地区社協の運営支援・設立支援（会費事業）
  - ・牛牧地区社協について、運営支援を行う。
  - ・穂積地区社協について、運営支援を行う。
  - ・未設置地区については、地区の現状、地域住民の意思に重きを置き、校区活動組織等との連携・協働も視野に入れたうえで、伴走支援を行うものとする。
- ⑤買い物等支援事業の実施（会費事業・共同募金配分金事業）
- ⑥自治会連合会、民生委員・児童委員協議会との協働、連携
- ⑦福祉に関する意識啓発（会費事業）
  - ・地域福祉推進セミナーの開催

#### (2) 生活支援体制整備事業 17,507千円

- ①第1層生活支援体制整備事業の推進（市受託金・会費事業）
  - ・第1層生活支援コーディネーターの配置
  - ・瑞穂市支え合い推進会議（第2層協議体やその他関係者同士の情報交換、交流、地域課題解決に向けた協議・連携の場）の開催
  - ・支え合いのまちづくり講演会の開催
  - ・生活支援活動の推進
  - ・市民への研修参加機会の提供
- ②第2層生活支援体制整備事業の推進（市補助金・会費事業）
  - ・第2層生活支援コーディネーターの配置
  - ・小学校区地域支え合い推進会議の運営支援
  - ・住民による福祉活動の支援や参画
- ③第2層協議体未設置地区への啓発、設立支援（会費事業）
  - ・地域福祉懇談会の開催

- ・設置地区についての情報提供支援
- ・校区内の連携、協働の体制づくり

**(3) 福祉共育の充実(会費事業) 60千円**

①福祉学習授業支援

小、中学校、大学等に対し福祉共育授業(講座、車いす等体験学習)を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。

②地域団体への出前講座の実施

住民に対し福祉や共生に対する意識の醸成を図る。

③学校・地域・社協の連携強化

学校、地域、社協で連携・協働し、子どもも大人も共に考え、学び、共に育つ(今後の生活に役立てる)ことができる福祉共育を目指し取り組む。

**(4) 貸出事業(会費事業・共同募金配分金事業) 440千円**

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人の利用・活用を促す。

①福祉機器の貸出

・車いす、歩行器、四点杖の貸出(貸出期間により有料)

②福祉車両の貸出

・特殊車両の貸出(燃料費一部実費負担)

③備品貸出

・高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

**(5) 第3次地域福祉活動計画(R3~R8)進捗管理 2,108千円**

・進捗について、事務局内で毎年度評価を行う。

**第4次地域福祉活動計画の策定**

・市地域福祉計画と調整をとりながら策定を行う。

**(6) 福祉活動専門員の配置(市補助金事業) 2,847千円**

地域組織化活動(小学校区ごと福祉活動等)に主体的に関わる専門職(福祉活動専門員・第2層生活支援コーディネーター)を配置する。

**2 高齢者福祉事業**

**(1) 地域包括支援センターの運営(もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業) 80,934千円**

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

・高齢者の相談支援や実態把握

- ・「シニアのための生活情報ガイド」の発行
- ・夜間・休日時の対応
- ②権利擁護事業
  - 権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。
  - ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
  - ・判断能力を欠く状況にある人への対応
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
  - 介護支援専門員への支援を通して、市民の自立に向けた支援を目指す。
  - ・みずほケアマネサロンの開催
  - ・介護支援専門員への個別的な支援や相談
- ④地域ケア会議推進事業
  - 地域ケア会議を通して、市民の自立につながるような支援の検討、地域課題の抽出などに取り組む。
  - ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催
  - ・特定事業所集中減算についての協議
- ⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）
  - 医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種連携を図っていく。
  - ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
  - ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
  - ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携
- ⑥生活支援サービスの体制整備
  - 地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。
- ⑦介護予防ケアマネジメント
  - 総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。
  - ・第Ⅰ号介護予防支援事業等
  - ・指定介護予防支援
- ⑧介護予防体制の充実
  - 介護予防の取り組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。
  - ・地域団体への出前講座の開催
  - ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
  - ・介護予防活動団体補助金の交付
  - ・みずほ生き生きサポーター養成講座の開催
  - ・みずほ生き生きサポータースキルアップ研修
  - ・みずほ生き生きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）

- ・くつろぎカフェ うえるかむポイントの実施

**(2) 認知症施策の推進（市受託金事業） 13,689千円**

①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしているために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進する。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会の開催
- ・みんなずっとほっと隊の活動の推進
- ・認知症サポーター・(学校と連携しての)認知症キッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・みずほ♡おれんぢプロジェクトの開催
- ・チームオレンジの活動の後方支援
- ・認知症の人同士のピアサポート活動の推進
- ・認知症カフェの充実のための支援
- ・認知症対応能力向上研修の開催
- ・認知症ケアパスの普及
- ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

②認知症初期集中支援チームの設置

**(3) 老人福祉センター事業（市受託金事業） 2,917千円**

老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

**3 障がい者福祉事業**

**(1) 地域における障がい者の社会・地域参加の側面支援**

地域において、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として参画できるよう、関係者・組織等とつなげる支援する。

**(2) 障がい者家族への支援**

①あおぞら会（当事者と家族）への支援（運営支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等の側面支援を行う。

②福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と提供を行う。

**(3) 障がいへの理解の促進**

あい♥愛マーケットの開催

ココロかさなる CCN センター（瑞穂市総合センター）で、豊住園、すみれの家の製品を販売することで、障がいへの理解を深める。

**(4) 多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の運営（自己財源・市補助金事業） 137,178千円**

（「福祉作業所豊住園」・「福祉作業所すみれの家」の運営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・ココロかさなる CCN センター（瑞穂市総合センター）、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

**(5) 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費） 29,645千円**

① 計画相談支援・障害児相談支援

- ・瑞穂市における障がい者や障がい児が障がい福祉サービスを利用するにあたり、利用申請時からの相談支援を行い、本人や家族の困りごとや意向を踏まえつつ、関係機関との連絡・調整を行いながら、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する。（サービス利用支援、障害児支援利用援助）
- ・作成したサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の適切性や効果を確認するため、障がい福祉サービスの利用状況や生活環境等について定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。（継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助）

② 基本相談支援

- ・瑞穂市における障がい者や障がい児、家族からの困りごと等の相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整、権利擁護に関する援助、障がい福祉サービスの利用支援等を行う。
- ・瑞穂市における障がい者や障がい児の地域生活を支えるため、当事業所の利用者に限らず、相談支援を実施する。

③ 地域づくり

- ・瑞穂市障害者自立支援協議会において副会長を担い、全体会及び事務局会の運営を行うとともに、瑞穂市障がい者総合支援プランの進捗管理等に関与し、瑞穂市における障がい者や障がい児が安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進する。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会において相談支援部会長を担い、当

- 該部会の運営を行うとともに、瑞穂市における地域課題の把握及び分析を行い、その内容を全体会及び事務局会へ報告する。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会において暮らし部会長を担い、当該部会の運営を行うとともに、地域生活支援拠点の充実及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める。
  - ・瑞穂市障害者自立支援協議会において権利擁護部会員を担い、当該部会の運営を補助するとともに、障がい者虐待の防止、障がいを理由とする差別の解消及び成年後見制度に関する取組に参画する。
  - ・瑞穂市障害者自立支援協議会において子ども部会員を担い、当該部会の運営を補助するとともに、ペアレント・トレーニングの実施や医療的ケア見支援に関する協議等に取り組む。
  - ・成年後見制度中核機関が実施するケース検討会議に参加するとともに、成年後見制度利用支援事業の適切な実施に向けた取組を進める。
  - ・成年後見制度利用支援機関における障がい者に係る一次相談機関の窓口を担い、成年後見制度の円滑な利用及び利用促進に取り組む。
  - ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校の学校運営協議会委員を担い、当該協議会に参加するとともに、障がい児の就学環境の整備に寄与する。
  - ・瑞穂市老人ホーム等入所判定委員会の委員を担い、当該委員会に参加するとともに、養護老人ホーム等への入所措置が適切に行われるよう、障がい福祉分野の知見を生かした助言を行う。
  - ・地域連携推進会議に参加し、障がい者が安心して暮らすことのできる環境づくりを目指し、地域におけるグループホームの質の向上に向けた取組を進める。
  - ・グループホーム整備関係者調整会議に参加するとともに、関係者間の連携促進や動向の把握を行い、障がい者の生活の場の充実に取り組む。
  - ・瑞穂市における障がい者や家族の会の活動を補助するとともに、当事者団体と連携し、地域生活の支援に取り組む。
  - ・瑞穂市障害者事業所連絡会及び瑞穂市障害児事業所連絡会を運営し、瑞穂市における障がい福祉事業所間の連携強化及び支援の質の向上に取り組む。
  - ・障がい者文化芸術作品展を主催し、各障がい福祉事業所と連携して障がい者が制作した作品の展示を行うとともに、自己表現の機会の創出及び障がい理解の促進を図る。
  - ・岐阜県相談支援従事者初任者研修及び岐阜県相談支援従事者現任研修において、演習指導や実習指導を行い、岐阜圏域における

相談支援体制の充実を図る。

- ・主任相談支援専門員を配置し、岐阜圏域における相談支援専門員の資質向上に取り組むとともに、瑞穂市障害者基幹相談支援センターの機能を補完する。
  - ・生活支援ボランティア養成講座の講師を担い、地域住民の精神障がい者に対する理解及び関心の促進を図り、地域共生社会の実現に寄与する。
  - ・瑞穂市内の小中学校等における福祉共育の開催に関わり、児童及び学生の障がい者や障がい児に対する理解及び関心の促進を図り、地域共生社会の実現に寄与する。
  - ・子ども若者支援ネットワーク岐阜に参加し、関係機関や多職種と連携しながら、子どもの権利擁護やひきこもり問題等への対応を進める。
  - ・他の福祉分野における事業に参画し、分野横断的な連携体制の構築を図るとともに、重層的支援体制整備事業の推進に寄与する。
- ④ 相談支援専門員の資質向上の取組
- ・厚生労働省や岐阜県等が実施する各種研修を積極的に受講し、相談支援専門員としての専門性及び支援の質の向上を図る。
  - ・岐阜県相談支援事業者連絡協議会に参加し、情報収集や意見交換を行うとともに、相談援助技術の向上に取り組む。

#### 4 児童福祉事業

(1) 誠心寮施設訪問 (会費事業) 20千円

誠心寮を訪問し、子どもたちにクリスマスケーキを贈呈する。

(2) ホリパパサロン (子育てサロン) の開設 (共同基金配分金事業)

84千円

父親に子育てに関心を持っていただけるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

#### 5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業 (市補助金事業) 1,469千円

- |         |         |      |
|---------|---------|------|
| ・心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・無料法律相談 | 弁護士     | 月4回  |
| ・人権相談   | 人権相談員   | 月1回  |
| ・行政相談   | 行政相談員   | 月1回  |

(2) 生活困窮者自立支援事業 (市受託金事業) 16,908千円

- ・経済的事情を抱える相談者に対するワンストップ型の自立支援相談事業の運営。
- ・家計改善支援事業・就労準備支援事業との一体的な運営による生活困

窮者の早期自立に向けた体制整備。

- ・就労支援・就労準備支援における分野横断的な連携。
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくりと社会資源の開拓。

**(3) みずほしごとの森（無料職業紹介事業）（会費事業） 6千円**

- ・生活困窮者支援特化型の無料職業紹介事業の運営。市内在住の生活困窮者に対するワンストップ型の就労支援。
- ・地元企業を中心とした協力事業所・法人等との連携。
- ・新たな登録企業の開拓と多様な業種へのアクセス強化。
- ・各種就職説明会への参加を通じた事業啓発とネットワーク形成。

**(4) 縁カレッジカウンセリング（市受託金事業・会費事業） 55千円**

- ・就労定着に至らない生活困窮者や、ひきこもり状態の当事者に対するカウンセリング支援の提供。
- ・訪問看護ステーションとの連携による医療受診へのアクセス強化。
- ・当事者家族との課題共有。必要に応じた家族へのカウンセリング実施。

**(5) 縁カレッジトレーニング（市受託金事業・会費事業） 533千円**

- ・就労経験及び社会参加の機会が乏しい生活困窮者に対する短期職業訓練。
- ・地域の居場所づくり活動・子ども食堂への参加を通じた社会性の獲得。
- ・市内を中心とした新たな協力企業（無料職業紹介事業等）の開拓、連携強化。
- ・社会福祉協議会の事務補助・軽作業を通じた他者との交流機会の確保。

**(6) 就労準備支援事業（市受託金事業） 3,167千円**

- ・就労定着が困難な生活困窮者及び被保護者に対する相談支援。
- ・職歴・知識・趣味などを活かした就労準備支援プログラムの作成。
- ・定期的な事業参加を通じた生活習慣の形成と社会参加の確保。
- ・子どもの学習支援事業との連携。事業のイベント補助・軽作業を通じた社会貢献。集団活動に対する適応力の向上。

**(7) 家計相談支援事業（市受託金事業） 5,620千円**

- ・家計表の作成支援と各種支払い計画の整備。
- ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消に向けた関係機関へのつなぎ支援。
- ・自治体の給付・減免制度の有効活用に向けた手続き補助。
- ・心配ごと相談事業（無料法律相談等）の案内。
- ・法テラス岐阜の福祉連携ダイヤルを活用した弁護士による専門的な助言の取得。法テラス出張相談、瑞穂法律相談センターへの繋ぎ支援。
- ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業担当者と連携した権

利擁護事例事案のチーム支援。

**(8) 子どもの学習・生活支援事業（市受託金事業） 1,729千円**

- ・生活困窮世帯における子ども等に対する学習支援・育成環境の整備・家族関係改善に向けた相談支援。
- ・高校進学及び中退防止に向けた通信制高校及びフリースクールの情報収集・連携支援。
- ・家庭・学校以外の第3の居場所としての受け入れ確保。
- ・進学に向けた福祉資金（教育支援資金）の貸付検討。
- ・親への就労支援等を通じた世帯の自立支援。

**(9) 子ども食堂運営事業（市受託金事業） 330千円**

- ・経済的事情及びひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対する食事・食材の支援を通じた世帯支援。
- ・食事の提供をきっかけとした居場所の提供。
- ・みずほわくわくスクールとの協働。活動への参加促し。
- ・地域の子ども食堂・居場所づくり活動へのマッチング。地域の見守り支援活動とのコーディネート。
- ・子ども食堂新規開設に向けた助言・サポート。
- ・みずほドライブネットワーク事業を通じた寄付物の活用。
- ・集合型の子ども食堂の定期的な開催及び食材配布の実施。

**(10) みずほわくわくスクール（市受託金事業） 1,276千円**

- ・義務教育期間に限らない、子ども・若者の社会的居場所の確保・提供。
- ・無料の学習機会の提供及び孤立・孤食の解消。
- ・県内の大学及びボランティアサークルとの連携を通じた学生ボランティアの確保。
- ・福祉・教育分野に限らない多様な分野・職種と協働した子ども・若者支援ネットワークの形成。
- ・子ども食堂・不登校・ひきこもり家族会和みの輪と連携した世帯支援及び家族との信頼関係構築。
- ・不登校・ひきこもり経験者による当事者支援の場の提供。

**(11) みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会（会費事業）**

- ・不登校・ひきこもり等により地域で孤立する子ども・若者を支える団体・企業同士の相互応援ネットワーク形成。
- ・子ども・若者の居場所づくり活動に関する研修の参加・啓発。
- ・県・市と連携した市内の居場所づくり活動団体の把握・調査。
- ・地域の居場所づくり活動への参加者・ボランティアのマッチング。
- ・岐阜県子どもの居場所づくりアドバイザー事業との連携。

(12) みずほ子ども食堂支援ネットワークの構築 (会費事業)

- ・市内の子ども食堂の立ち上げに伴う準備・構築支援。
- ・世代を問わない食を通じた地域の居場所づくりの推進・啓発。
- ・他市町村の子ども食堂との連携。地域を問わない受け入れの調整。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。
- ・岐阜県子ども家庭課と連携した企画・研修・モデル事業の調査・研究。

(13) 瑞穂法律相談センター (会費事業)

- ・県下初の法テラス岐阜と連携協定に基づく、事件受任性の無料法律相談の運営。
- ・月2回、経済的な事情で法律相談が受けられない市民を対象にした無料法律相談の定期開催。
- ・法テラス岐阜と連携した、瑞穂市民生委員児童委員協議会研修会の企画・開催 (年1回)。

(14) 岐阜県弁護士会 相談連携事業 (市受託金事業) 90千円

- ・法テラス岐阜・岐阜県弁護士会と3社連携によるケース会議弁護士派遣制度の新設。
- ・ケアマネジャー・相談支援専門員等、福祉従事者を対象に弁護士を交えた事例検討会議の開催。
- ・福祉と司法の連携を通じた福祉従事者の司法ソーシャルワーク向上。

(15) 日常生活自立支援事業 (県社協受託金事業・利用料)

2, 233千円

- ・認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭管理等の支援を実施。
- ・成年後見制度中核機関と連携した、権利擁護支援のワンストップ機能。
- ・生活支援員の養成及び新規募集・啓発の強化。
- ・年1回の生活支援研修会の開催。

(16) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託金事業) 5, 928千円

- ・低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対する自立生活までのつなぎ資金の貸付。
- ・民生委員・家計相談員との連携による経済的自立・生活意欲の助長。
- ・家計相談を通じた計画的な償還指導。
- ・社会保険制度の活用・就労支援を通じた世帯全体の家計の見直し。

(17) 生活一時金貸付事業 (会費事業) 400千円

- ・経済的困窮、疾病等の理由により生活に困窮している世帯に対する緊急・一時的な貸付。
- ・各福祉分野の相談員との連携による家計相談・償還指導。

- ・緊急一時食糧支援事業との一体的な連携。
- ・債務整理に関する相談支援。弁護士等と連携した自立支援。

**(18) 不登校・ひきこもり家族会和みの輪 (市受託金事業) 138千円**

- ・月1回(毎月第3月曜日の午後)の定期開催。
- ・不登校・ひきこもり当事者及びその家族を対象にした出会いと学びを通じた交流の場づくり。
- ・月ごとにテーマ・講師を変えた多様な学びの提供。
- ・子どもの学習支援事業・わくわくスクールとの連携。当事者の社会参加に向けた伴走的な支援。
- ・県内フリースクール・放課後等デイサービス・ひきこもり支援機関等との切れ目ない支援に向けたコーディネート。
- ・瑞穂市子ども支援課・主任児童委員への情報共有及び活動啓発。
- ・地域の居場所づくり活動・子ども食堂との連携を通じた当事者の社会参加の機会確保。

**(19) 緊急一時食料支援事業 (会費事業) 120千円**

- ・離職等の理由で生活が窮迫状態となる生活困窮者等に対する、一時的な食料等のつなぎ支援。
- ・家計相談支援及び就労支援との協働による自立支援相談の実施。
- ・市民・企業から募った食材等のフードドライブの実施。

**(20) 成年後見利用支援センターの運営 (市受託金事業)**

1,444千円

- ・成年後見制度に関する相談機関の運営。申し立て書類の作成支援。
- ・市町村申し立ての検討における弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を交えたケース会議の随時開催。
- ・各福祉分野の福祉従事者との相談連携。
- ・成年後見制度移行化を見据えた日常生活自立支援事業との連携。
- ・年1回、市民・福祉従事者等を交えた成年後見制度の理解促進に関する研修会の企画。

**6 ボランティアセンター事業**

**(1) ボランティア活動の推進 538千円 (コーディネーターの人件費除く)**

- ① ボランティアコーディネーターの設置 (市補助金事業・会費事業)  
ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。
- ② ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進 (会費事業)  
ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。

③ボランティアの育成及び資質向上と連携強化（会費事業・共同募金配分金事業）

新たなボランティア活動者の育成と、活動中のボランティアの資質向上を目指し、学習と交流の機会を提供する。併せて、ボランティア同士の連携強化を図ることで活動の発展を目指す。

- ・ボランティア講座の開催及び研修や交流の機会の提供
- ・ボランティア等への側面支援

④ボランティア情報紙の発行（共同募金配分金事業）

社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア活動者の拡大を図る。

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり 845千円

①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）

センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、問題や課題を明らかにし、平常時からのセンターの充実を図る。

②災害ボランティアコーディネーターの育成（共同募金配分金事業）

災害時の被災者支援に中心的に関わることができる人材育成を行う。

③災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（共同募金配分金事業）

災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。

④関係機関・団体との連携強化（会費事業・共同募金配分金事業）

(3) 瑞穂町社会福祉協議会（東京都）ボランティアセンターみずほととの連携継続

国内各地で大きな地震が発生しており、離れた地域間での支援体制も重要となっている。両協議会で先に締結している大規模災害時における相互支援協定を踏まえ、有時における支援活動をより円滑に実施するため、電話やオンライン等を活用し、平常時から連絡・連携が継続できるようにする。

7 広報・調査研究活動事業

(1) 社協だよりの発行 隔月発行（共同募金配分金事業）

1,621千円

社協の機関紙として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行する。内容の充実を図り、親しまれる機関紙とする。

(2) ホームページの充実（会費事業） 140千円

福祉に関する情報提供や本会の取組みを分かりやすく伝えていくため、定期的にホームページの見直し・更新を図る（各部署において

定期的なチェックを行う。)

(3) 公式LINEによる情報発信(会費事業)

85千円 ※令和8年度からの新規事業

公式LINEで福祉に関する情報をタイムリーに発信し、社協事業の周知と福祉への関心・理解の向上を図る。

(4) 社会福祉大会の開催(会費事業 共同募金配分金事業) 781千円

市内の福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に尽力いただいた個人や団体に対し表彰や感謝を表すとともに、与えられた職務と使命を改めて確認することにより市民福祉の一層の充実と発展を目指す。

## 8 共同募金活動の実施

(1) 共同募金活動の実施

毎年10月1日～12月31日(募金額一世帯600円を目安)

共同募金について、事業の主旨、内容、必要性を周知し、地域住民のかたに理解を深めていただき、募金活動を実施する。募金額の約7割が社協に配分され、共同募金配分金事業として活用される。

残りの3割は、大規模な災害が起こった際に災害ボランティアの活動支援や被災地支援等の備えるための「災害等準備金」の積立などに使われる。

(2) 歳末たすけあい募金配分事業(共同募金配分金事業・会費事業)

569千円

- ・ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。(共同募金配分金事業)
- ・歳末たすけあい募金配分委員会の開催(会費事業)

## 9 法人運営・組織基盤強化

(1) 会員会費の徴収(会費事業) 100千円

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。あらゆる機会や場面をとらえ、転入者などへのPRをはじめ積極的に周知を行う。

また、今後の事業等及び経営の安定へ向けての活用について調査研究を行い、取り組む。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施(会費事業) 39千円

今後の社協活動を充実させるため、組織体制のあり方、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

研修会の開催 年2回程度

**(3) 会務の運営（会費事業） 50千円**

- ①理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③評議員選任・解任委員会の開催
- ④監事会の開催

**(4) 組織連携体制の推進**

各専門職が担う役割やチームとしての支援体制、個別支援から地域支援まで、地域の生活課題の解決につながるよう、社協内で横断的連携ができる体制づくりについて継続的に検討していきます。

- ①所有データ等効率化プロジェクトチーム
- ②災害支援体制検討プロジェクトチーム

**(5) 表彰式の実施（会費事業）62千円**

地域福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与し、その貢献を称える。（社会福祉大会にて実施）

**(6) 職員研修の実施（会費事業） 30千円**

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

**(7) 虐待の防止や身体拘束適正化の推進**

利用者の安全と人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応及び身体拘束等適正化を推進のための活動を行う。

- ①虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会（虐待防止責任者による各部会を含む）の開催・運営
- ②職員研修やチェックリストの実施など虐待防止のための取組み

**(8) 福祉サービスへの苦情対応**

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図り、必要に応じて苦情解決制度第三者委員会を開催する。

**(9) 感染症対策の推進**

- ①感染症対策委員会の開催・運営
- ②研修・訓練の実施

**10 その他の事業**

**(1) 行政、関係機関、団体との連携の強化**

行政、各福祉施設、関係機関及び民間企業等と連携し、必要に応じてそれぞれの専門性を活かして協働・協調して事業を行う。また、交流を深める中で、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。

## 令和8年度 福祉作業所豊住園「事業計画」

### <施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

### <事業内容>

#### 1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

#### 2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

### <目標及び基本方針>

#### 1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

##### 具体的目標

「誰もが生活の主人公」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

・「自分の力でできるようにしよう！」

……………自立自助（セルフ）の精神・社会参加への意欲や  
適応力を養い育てる活動

・「やさしい言葉をかけ合おう！」

……………自治・協調性を養い育てる活動

#### 2 基本方針

「個別最適な支援」を基本姿勢とする。

- ・個々の希望・目標(個別支援計画)に沿った活動を実施し、支援を行う。
- ・一人ひとりの個性を大切にし、その能力（障がいの程度等）に応じた展望のある支援の活動を行う（職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く）。
- ・社会参加の場であることと、生活支援（自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等）を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
- ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切に活動を行う。

- ・交流活動（保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など）や、体験実習（公共施設の利用）などの社会参加の活動を行う。
- ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などを行う。
- ・バイスティックの7原則をもとにクライアントとの信頼関係の構築を行う。

## <事業計画>

### Ⅰ 生活介護事業

43,375千円

#### (1) 作業支援

- ・生産活動の機会の提供の場として行う。  
(生産性を求めるものではない)

#### ①受託作業

##### ○紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハローバッグ 羽島郡笠松町

作業内容：紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び  
タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・生産性の向上におき検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

##### ○リサイクル作業

受注先：瑞穂市

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(圧縮機)に投入。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

##### ○ア.バルブの栓閉め

イ.マジックテープの数量確認

ウ.その他

受注先：株式会社ハイビックス 瑞穂市宮田

作業内容：ア.バルブの栓の蓋をして、数を数えビニール袋に入れる。

イ.マジックテープを10枚数えて輪ゴムで束ねる。

ウ.作業内容が対応可能と思われる作業。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

#### ②商品製造・販売(自主製品)

##### ○ビーズ製品

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーホルダーなど)の作業工程を支援する。

##### ○刺しゅう受注・布製品の製造

作業内容：注文を受けた図柄や文字を刺繍し、ラッピング等行う。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

##### ○各種イベントについても出店を検討する。

- ・あい♥愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。

瑞穂大学と同日開催（年8回程度）すみれの家と検討する  
12:30～13:30

- ・瑞穂市役所にて販売。（本庁舎：巢南庁舎）
- ・各地区のサロン・瑞穂大学・老人福祉施設等での販売
- ・県社協セルフ支援センターの案内を中心に来店。

#### ○軍手プリント

受注先：株式会社松野組 瑞穂市穂積

作業内容：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務  
（軍手にアイロンでステッカーを貼る作業）

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率（生産性の向上）について検討し実施する。

### (2) 社会参加

#### ①体験実習（年4回） 自己負担（昼食代等）

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞などの情操活動を大切にする。

#### ②音楽療法（毎月第3水曜日 11:00～）

情緒安定などを目的とする。

#### ③地域との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。
- ・地域の各種イベントへ参加をする。

（本田校区夏祭り・本田団地盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど）

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

令和8年10月25日（日）開催予定

- ・地域住民と交流を深めることで、地域との関わりを持つ。
- ・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。

#### ④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・総会、運動会、バス旅行、指導員研修会

#### ⑤各高等学校・大学との連携（福祉科）

- ・国家資格取得の実習受け入れ（春・夏休み・秋 年3回）

### (3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

#### ①体操（毎日）ラジオ体操

#### ②定期健康診断（年1回）

#### ③看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定（月1回）、検温（毎日）

#### ④看護師を中心に・保護者・嘱託医師との連携を図る。（嘱託医師 月1回来所）

#### ⑤昼食後の歯磨き支援

#### ⑥ウォーキング・室内運動マシンを使用しての運動

情緒安定・生活習慣病予防・体づくりにおいて実施

#### (4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶      ② 排泄      ③ 衛生面(手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等)
- ・自分でできるようにひとつずつ計画的に支援していく。

#### (5) その他

① 送迎(希望者のみ・自宅又は拠点送迎)

② 工賃支給：支給日 毎月 20日

賞与 年2回

調整工賃(4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。)

- ・受託作業収入と販売収入の純利益(売上～諸経費を差し引いた額)
- ・個別の作業時間支給とする。(毎月収入によって変動)

## 2 就労継続支援B型事業

21,381千円

### (1) 職業支援・就労に向けて

#### ① 菓子製造・販売

- ・商品の製造工程(材料購入・計量・成形・梱包など)の中で、また、販売することで利用者本人の自覚・自信につながるよう支援して行く。
- ・工賃増額につながるような商品開発・販売方法など増収につながるよう検討する。

販売先(委託先)：各種イベント・みずほふれあいフェスタ・瑞穂市役所等公共施設・あい♥愛マーケット・自治会行事等の記念品・各地区のサロン・地区夏祭り・地域の企業・老人ホーム・喫茶店・モレラ内のおなかすいた 県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店

- ・商品開発(柿製品・瑞穂市の土産となるなど)の研究、リサーチを行う。
- ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
- ・「ふるさと納税お礼の品」の商品開発に積極的に取り組む。
- ・検便の実施(全員)

#### ② 受託作業

○リサイクル作業

受注先：瑞穂市

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(圧縮機)に投入

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

### (2) 社会参加

① 体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞などの情操活動などを大切にする。

② 音楽療法(毎月第3水曜日 11:00～)

情緒安定などを目的とする。

③地域の方々との交流

- ・ 保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。  
（夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等）
- ・ 地域の各種イベントへ参加をする。  
（本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・駅南金曜日・各地区サロンなど）
- ・ 地域の方への広報活動をする。  
豊住園地域交流会「あいあい広場」  
（令和8年10月25日（日）開催予定）
- ・ 住民の方々と交流を深めることで、地域との関わりを持つ。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・ 総会、運動会、バス旅行、職員研修会

⑤各高等学校・大学との連携（福祉科）

- ・ 国家資格取得の実習受け入れ（春・夏休み・秋 年3回）

(3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ① 定期健康診断（年1回）
- ② 看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定（月1回）、検温（毎日）
- ③ 健康面について保護者・主治医との連携を図る。

(4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶
  - ② 衛生面（手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等）
- ・ 衛生面等、利用者が自覚し自立した日常生活が送れるよう支援する。

(5) その他

- ① 送迎（希望者のみ・自宅又は拠点送迎）

- ② 工賃支給：支給日 毎月 20日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・ 受託作業収入と販売収入の純利益（売上から諸経費を差し引いた額）
- ・ 個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

## 令和8年度 福祉作業所すみれの家「事業計画」

### <施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

### <事業内容>

#### 1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

#### 2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

### <目標及び基本方針>

#### 1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的な生活習慣」を身につける。

#### 2 基本方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。→ 職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活に必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返し支援する。
- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を図る。
- ・職員の支援力向上を目指し、職員研修や、他施設職員との交流を行

う。

## <事業計画>

### Ⅰ 生活介護事業

49,170千円

#### (1) 生産活動・作業支援

受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分で出来る力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

##### ①受託作業

・紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハローバッグ 羽島郡笠松町

作業内容：紙袋の底板入れ・紐通し・紐結び・ビニール袋詰め  
タック取り付け・結束・箱詰め等

・ゴム結びの仕上げ作業

受注先：株式会社アイデア 瑞穂市内

作業内容：金ゴム結び・不用品の選別・50束結束・500束結束など

##### ②菓子販売

- ・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。  
(各種イベント、みずほふれあいフェスタ、南小・巢南中、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジ瑞穂、地域交流施設清流プラス・あい♥愛マーケット、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・すみれの家店舗)
- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

##### ③自主製品

・プリント製品

内容：瑞穂市のマスコットキャラクター「かきりん」をプリントしたバックやTシャツの製造・販売。

行政やボランティア団体等からの受注プリント製品の製造・販売。

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

#### (2) 社会参加

##### ①体験学習(年3回)

- ・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

##### ②音楽療法(毎月)

- ・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

##### ③地域の方々との交流

- ・地域交流会「すみれミニフェスティバル」を開催し、地元自治会などにすみれの家を知ってもらう機会としていく。

令和8年6月7日(日)

「すみれミニフェスティバル」開催予定

- ・瑞穂市内の地域のイベントへ出店し地域の方々との交流に繋げていく。

### (3) 生活支援

#### ①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理、保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

#### ②生活習慣

- ・あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける。
- ・自分からできる。最後までやりきる力を伸ばしていく。

### (4) その他

#### ①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。車両3台使用

#### ②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

## 2 就労継続支援事業B型

23,252千円

### (1) 職業支援・就労に向けて

#### ①菓子製造

- ・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。

（各種イベント、自治会行事等の記念品、みずほふれあいフェスタ、南小・巢南中、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジ瑞穂、地域交流施設清流プラス、あい♥愛マーケット、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・すみれの家店舗）

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

### (2) 社会参加

#### ①体験学習（年3回）

公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

#### ②地域の方々との交流

- ・地域交流会「すみれミニフェスティバル」を開催し、地元自治会などにすみれの家を知ってもらう機会としていく。

令和8年6月7日（日）

「すみれミニフェスティバル」開催予定

- ・瑞穂市内の地域のイベントへ出店し地域の方々との交流に繋げていく。

### (3) 生活支援

#### ①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託

医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

・衛生面を自ら意識し基本的な生活習慣を身につける。

(4) その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。車両3台使用

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）

・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）